令和8年11月4日

岸和田市障害者等相談支援事業業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領等に対する質疑回答書

番号	資料名等	項目等　質疑事項	質問内容(原文のまま掲載しています)	回答
1	実施要領	P.1 3. 募集圏域及び担当地域	「圏域」設定および担当地域の見直し理由について。 今回の公募要領において、前回のプロポーザルから一部の担当地域（校区・地番等）が変更されておりますが、この度の圏域区分および担当地域を見直された背景や意図についてご教示ください。	今回の募集圏域及び担当地域については、地域における相談支援体制の充実、相談窓口へのアクセスの確保及び各圏域の人口、手帳所持者数、自立支援医療（精神通院）利用者数等を総合的に勘案し、見直したものです。なお、担当地域の変更は、相談支援の担当範囲を明確化し、地域の実情及び関係機関との連携等を考慮し、より身近な地域で相談できる体制の整備を目的としています。
2	実施要領 仕様書	P.1 3. 募集圏域及び担当地域 P.1 1. 目的	地域包括支援センター（高齢分野）の圏域との齟齬について。 市内6圏域による相談窓口の整備にあたり、高齢分野の「地域包括支援センター」の担当地域割りと、本事業（障害分野）の「委託相談支援事業」の担当地域割りで対応地域にズレが生じております。障害と高齢が連携した重層的支援や地域ケア会議等の推進が求められる中、分野間で圏域の担当地域が異なっている理由や背景についてご教示ください。 また、圏域再編に伴う担当区域の変更や連携体制について、地域包括支援センター等の関係機関への説明・周知や調整はどのような形で行うことを想定されていますか。進め方や役割分担などがあればご教示ください。	本事業の募集圏域及び担当地域は、障害分野の委託相談支援事業の充実、より身近な地域で相談できる体制の整備を目的として、地域の実情を踏まえて設定しています。このため、高齢分野の地域包括支援センターの圏域と必ずしも一致するものではありません。ただし、障害・高齢・こども・生活困窮等の分野を超えた支援においては、地域包括支援センターをはじめとする関係機関との連携が重要であることから、圏域が異なる場合であっても、必要な情報共有及び連携を行う必要があると考えます。圏域変更に伴う関係機関への周知及び調整については、市が必要な説明・周知を行うとともに、受託者においても、担当圏域内の関係機関に対し、事業内容、相談窓口及び連絡方法等の周知を行っていただく予定です。具体的な実施時期及び方法については、受託者決定後に協議を行います。

令和8年11月4日

岸和田市障害者等相談支援事業業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領等に対する質疑回答書

番号	資料名等	項目等　質疑事項	質問内容(原文のまま掲載しています)	回答
3	仕様書	P.1 3. (2) 地域の相談支援体制の強化の取組	重層的支援・各種会議等における現場の混乱防止および「圏域」の整理について。 地域共生社会の推進に向け、高齢・障害等の分野を超えた地域ケア会議の開催や、支援関係機関・地域住民との多機関連携を「圏域」単位で実施する際、高齢と障害で圏域の境界や対象地域が異なることで、市民や関係機関（民生委員、校区福祉委員会、医療機関等）に不要な混乱が生じることが懸念されます。 岸和田市として、分野間での「圏域」の捉え方や役割分担をどのように整理されているのかお聞かせください。 また、市民や関係機関の混乱を避けるため、例えば「第1圏域（障害）」や「高齢第1圏域」のように圏域名称の表記を工夫する、あるいは担当地域等の整合性を図るなどの運用上の配慮・対応をご検討いただくことは可能でしょうか。	本事業における募集圏域は、障害分野の地域における相談支援体制の充実、より身近な地域で相談できる体制の整備を目的として、地域の実情を踏まえて設定しています。このため、それぞれの制度や事業の目的に応じて圏域を設定しているため、高齢分野と担当地域が必ずしも一致するものではありません。圏域が異なる場合であっても、各支援機関がそれぞれの担当範囲及び役割を確認した上で、必要に応じて相互に連携して対応することを基本としています。市民及び関係機関への周知にあたっては、担当圏域、対象地域、相談窓口及び連絡先を明確に示し、誤解が生じないよう配慮する必要があり、圏域名称、資料上の表記及び周知方法については、市と受託者で協議の上、統一的な運用を図っていきます。なお、現時点で、圏域を統合又は再編する予定はありません。
4	実施要領	P.7 10.(2) プレゼンテーションの実施	「プロジェクター等は使用しない」「出席者は3名以下」と定められておりますが、審査員へ補足説明するための手元配布資料（法人概要パンフレットや、地域包括支援センター等との連携イメージ図、詳細な体制図等）の当日持参および配布は認められますでしょうか。	実施要領P.6「8(3)企画提案書等」及びP.7「10(2)プレゼンテーションの実施」に記載のとおりとなっております。 プレゼンテーション当日の配付資料については、公平な審査のため、実施要領に基づき提出された企画提案書等に記載のある資料としていただきますようお願いいたします。企画提案書等に記載されていない資料の配付はご遠慮ください。

令和8年11月4日

岸和田市障害者等相談支援事業業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領等に対する質疑回答書

番号	資料名等	項目等　質疑事項	質問内容(原文のまま掲載しています)	回答
5	仕様書	P.1 3.(2)(イ)	「圏域内の指定特定相談支援事業所への訪問等による指導・助言・バックアップ」が求められております。特定相談支援事業所では対応困難と判断され、委託相談支援事業所へ相談受任や共同支援を移管・引き継ぐ際の具体的な判断基準や市への報告フロー等、あらかじめ定められたガイドライン等はございますでしょうか。	現時点では、相談受任や共同支援への移行に関する統一的なガイドラインはありません。 指定特定相談支援事業所の人員体制や経験年数等が違う中で、判断基準を定めることは困難と考えます。ただし、指定特定相談支援事業所で対応が困難な事例については、直ちに委託相談支援事業所へ移管するのではなく、本人の意向や事案の状況を踏まえ、指定特定相談支援事業所、委託相談支援事業所及び市で対応方法を協議することを想定しています。 協議の結果に応じて、助言、共同支援、関係機関との調整又は委託相談支援事業所による相談対応等を行います。具体的な相談・報告の方法については、受託者決定後に協議を行います。
6	仕様書	P.2 3.(9)(イ) 個別避難計画作成協力 3.(9)(ウ) 障害支援区分認定調査への協力	これら2業務については、本委託事業（5年間の提案金額上限）の枠組みとは別建てで、契約や報酬支払いがなされる認識でよろしいでしょうか。 また、年間あたりの想定件数や単価等の基準がございましたらご教示ください。	個別避難計画作成及び障害支援区分認定調査への協力については、本委託業務に関連して、可能な範囲でご協力をお願いするものです。令和8年度の取り扱いは、個別避難計画の作成協力については1件あたり7,000円（消費税及び地方消費税含む）の報酬を支払い、障害支援区分認定調査への協力については、委託契約に基づき1件あたり5,500円（消費税及び地方消費税含む）を支払っています。具体的な手続き等については、受託者決定後に協議を行います。

令和8年11月4日

岸和田市障害者等相談支援事業業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領等に対する質疑回答書

番号	資料名等	項目等　質疑事項	質問内容(原文のまま掲載しています)	回答
7	実施要領	P.4 6.(2)参加資格	指定一般相談事業所、指定特定相談支援事業所の指定については、いずれか、もしくは、その両方が必要とされているのか、ご教示ください。	参加資格については、実施要領P.4「6参加資格」に定める要件のとおりです。指定一般相談支援事業所及び指定特定相談支援事業所の指定については、双方が必要となります。
8	実施要領	P.4 6.(2)参加資格	同法人で２圏域の運営を行うことになった場合、指定特定相談支援事業所の指定は２圏域ともに必要となりますでしょうか。 １圏域ですでに指定特定相談支援事業所の指定を受けている場合は、それで足りるとの理解でよいか、ご教示ください。	実施要領P.4「6参加資格」に記載のとおりとなっております。 同法人が2圏域を担当する場合であっても、事業所ごとに指定特定相談支援及び指定一般相談支援の指定が必要です。なお、各事業所において、それぞれの担当圏域の業務を適切に実施できる人員及び相談支援体制を確保してください。